

議案第89号 小松島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

公職選挙法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、選挙運動用のビラの作成を公費負担することについて、その対象範囲を小松島市長の選挙だけでなく小松島市議会議員の選挙まで拡大する改正を行うもの。

小松島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(平成20年小松島市条例第8号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） | 備考 |
|---|---|----------------|
| <p><u>小松島市長</u>の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第11項の規定に基づき、<u>小松島市長</u>の選挙における法第142条第1項第6号のビラ(以下「ビラ」という。)の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第2条 <u>小松島市長</u>の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、第5条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により小松島市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。</p> | <p><u>小松島市議会議員及び小松島市長</u>の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第11項の規定に基づき、<u>小松島市議会議員及び小松島市長</u>の選挙における法第142条第1項第6号のビラ(以下「ビラ」という。)の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第2条 <u>小松島市議会議員及び小松島市長</u>の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、第5条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により小松島市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。</p> | 改正 改正 改正 |
| | | |